

平成25年

上尾市教育委員会12月定例会
議案資料

目 次

議案第34号 資料

◇平成26年度以降の小・中学校給食費の改定について -----	1
---------------------------------	---

◇平成26年度以降の小・中学校給食費の改定について

本市の小学校給食費（食材費）は、月額3,900円、一食あたり230円、中学校給食費（食材費）は、月額4,500円、一食あたり270円とし、各学校の私会計で運営している。小学校給食費は、平成10年度から、中学校は、平成5年から改定していない。平成26年4月からの消費税率改定や食材価格の高騰により、次のとおり、給食費を改定する。

また、夏季休業日短縮に伴い、8月中の給食を実施する。

平成26年4月以降の給食費

- 小学校給食費 月額4,300円、1食あたり250円
（8月分の給食費は、1食250円×給食実施回数分）
- 中学校給食費 月額5,200円 1食あたり310円
（8月分の給食費は、1食310円×給食実施回数分）

検討の経緯

- 11月下旬 教育課程検討委員会
夏季休業日短縮に関するアンケートを実施。
- 11月26日 中学校給食共同調理場運営委員会
平成26年4月以降の中学校給食費を決定。
- 11月下旬から12月初旬 小学校給食の各委員会（献立・物資・指導）
小学校給食費に関する意見の集約。
- 12月19日午前 教育課程検討委員会
アンケート結果を報告。
- 12月19日午後 小学校給食運営委員会
平成26年4月以降の給食費及び8月中の給食実施を決定。

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長図書館長及び図書館次長並びに公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長(第5条において「教育長等」という。)の専決することができる事項であっても、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。